

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## ④ 国宝級の美術品なら物納も可能

Q：美術品等の物納の特例制度ができたと聞いたのですが、本当でしょうか。

A：国宝級の名品といわれる美術品であれば、物納も認められることになりました。

### 【解説】

物納に充てることができる財産の中には、動産が含まれており、美術品については動産に当たりますので、一応は物納が認められることとなります。

しかし、物納財産については管理処分 of 適格性から第1順位から第4順位までの優先順位が定められており、美術品等は第4順位とされています。そのため、過去に美術品の物納が認められた事例は僅か1件しか把握されていません。

今回の改正によって、文化庁に登録された美術品（登録美術品）については、物納が認められる場合の優先順位を第1位に引き上げ、物納を許可していくことになりました。国宝や重要文化財、ミレーやルノワールなど一般的に名品として評価されるものが対象となります。

バブル全盛の頃、投資の対象として数多くの美術品が国内に入ってきたものの、公開されることなく私蔵されたままになっているのが実状です。こうした美術品の散逸を防ぐために、税制を活用して美術品等の寄付や物納を促進するとともに、美術館等において一般に公開・活用していくというのが、今回の狙いようです。

